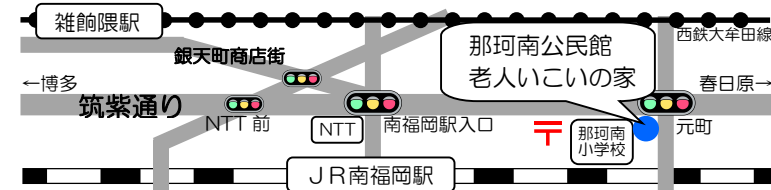




那珂南公民館だより 令和5年6月1日号

6月・7月行事予定



令和5年度

第1回那珂南公民館運営懇話会開催について

- ◆日時：令和5年6月12日(月) 19:00~
- ◆場所：公民館 地域団体室
- ◆その他：詳細につきましては別途関係者に通知します

防犯講座開催のお知らせ

「知って防ごう 消費者トラブル!!」

校区内でネット詐欺が発生しました。目に見えない所での被害がかなりあると考え、今回校区の皆さんに再度周知して頂きたいと、自治協議会と公民館共催で講座を開催する運びとなりました。巧妙な手口を勉強して、校区内から被害を無くしていくために、是非ご参加ください。

- ◆日時：7月15日(土) 13:00~14:00
- ◆会場：那珂南公民館 講堂
- ◆講師：西岡 聡志 さん(福岡市消費生活センター)
- ※参加費無料 お問い合わせは公民館へお願いします

♪那珂南校区子育てサロン♪~各金曜日

- ◆6月：2日、9日、16日(保健師)、23日、30日
- ◆7月：7日(七夕)、14日、21日、28日
- (新型コロナウイルス感染防止の為、中止になる場合があります。)

- ☆対象者：4ヶ月以上の乳幼児です。
- ☆時間：10:30~12:15
- ☆場所：那珂南会館(光丘町) Tel: 572-1153

那珂南通信

“なかいカフェ”

- ◆日時：6月28日(水) 13:30~16:00
- ◆会場：公民館 2階講堂

“ふれあい防犯ウォーキング” ~各木曜日

- ◆日時：6月1日、8日、15日、22日、29日
- ◆集合場所：小学校正門前(ローレル公園)
- ※詳しい時間は各自ご確認ください。

日時	内容	場所
6月 7日(水) 10:00~11:30	第4回那珂南ときめき大学 テーマ「認知症サポート」 りんごの丘介護支援専門員 倉成隆之先生	公民館
6月 8日(木) 10:00~12:00	マイナンバーカード申請出張サポート ※事前予約制:5月25日(木)~6月3日(土) の間に予約センターへお申し込みの方のみ	公民館
6月 8日(木) 15日(木) 13:30~16:30	ふれあい健康麻雀教室 共催：公民館・社協・老ク連	公民館
6月10日(土) 10:00~	人尊協 総会・研修会 主催：人権尊重推進協議会	公民館
6月11日(日) 9:00~	違法看板撤去 主催：衛生連合会	集合場所 寿町公園
6月14日(水) 10:00~11:30	第5回那珂南ときめき大学 ・テーマ「口腔ケア」花王 奥村千春先生 ・閉講式	公民館
6月18日(日)	小学生「中当て大会」 主催：青少年育成連合会	さざんびあ博多 体育館
6月21日(水) 8:40集合	第6回那珂南ときめき大学 バス研修	集合場所 寿町公園
6月23日(金) 10:30~12:00	子育てサポーター養成講座 テーマ「親子で救急救命・AED操作」	那珂南会館
7月 8日(土) 19:00~	男女共同参画防災研修 主催：男女共同参画代表者会	公民館
7月12日(水) 10:00~12:00	ひとり暮らしの会 主催：社協	公民館

※校区行事に関しましては、状況により中止になる場合があります

◆◆◆ 6月30日(金) 公民館臨時休館のお知らせ ◆◆◆

利用申し込みがない時は、効率的な運営を行うため、休館いたします。臨時休館日に利用を希望される場合は、6月20日(火) 17:00までにお申し込みください。

子育てのお手伝いをしてみませんか!

~ 福岡ファミリー・サポート・センター ~

『福岡ファミリー・サポート・センター』では依頼会員(子どもを預かってほしい人)と、提供会員(子どもを預かれる人)が、相互に子育て援助活動を行っています。保育所等へのお迎えや用事があるときの預かりなどにご利用ください。

なお、依頼会員と提供会員を兼ねることもできます。

提供会員の講習会について

提供会員になるには、3日間の講習会を受講する必要があります。

- 日程：7/12(水) 10:00~14:30 ■申込方法
7/21(金) 10:00~15:00 電話・メール・FAXで、
7/25(火) 10:00~15:00 下記宛にお申込みください。

- 会場：市民福祉プラザ ■申込期間：6/1~7/5(先着順)
- 託児有(要申込、先着順)

※依頼会員となる場合も、利用方法などの説明(1時間程度)を受ける必要があります。(こちらは随時受付、要申込)

申込み・お問い合わせ先

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
福岡ファミリー・サポート・センター本部
〒810-0062 中央区荒戸3-3-39
TEL:736-1116 FAX:713-0778
Eメール：f-support@fukuoka-shakyo.or.jp



詳細はこちらをご覧ください

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

道路交通法が改正され、4月1日から、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないことはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。自転車事故で亡くなった人のうち、半数以上の方が頭部に致命傷を負っています。自分自身の命を守るため、自転車に乗る場合はヘルメットを着用しましょう。

【問合せ先】防犯・交通安全課 TEL711-4061



「けんしんナビ」を読み取り、「年齢・性別」を入力するだけで、あなたにあった健診の一覧が表示されます。ぜひ、ご覧ください!!

